

九州大学事業者 I C カードの発行に関する規程

平成 23 年度九大規程 83 号
制 定：平成 24 年 2 月 3 日
最終改正：令和 3 年 2 月 1 日
(令和 2 年度九大規程第 44 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）において業務を行う事業者等に対し発行する I C チップに V R I C S（本学が独自に開発した個人認証用 I D（Value and Right Circulation control System）をいう。を搭載したカード（以下「事業者 I C カード」という。）の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行申請資格者)

第 2 条 事業者 I C カードの発行を申請できる事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の構内で業務を行う事業者
- (2) その他情報統括本部長が特に必要と認めた事業者
(所有権の帰属)

第 3 条 事業者 I C カードの所有権は、本学に帰属する。

(担当者)

第 4 条 事業者 I C カードの発行を申請しようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、事業者 I C カードの発行に関する手続を行う担当者を置かなければならない。

(利用登録等)

第 5 条 申請事業者は、別記様式 1 により情報統括本部長に事業者 I C カードの利用登録の申請を行うものとする。

2 情報統括本部長は、前項の申請を受けた場合は、事業者 I C カードの利用登録の可否を決定し、その結果を当該申請事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により事業者 I C カードの利用登録を許可された事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請した利用登録の内容を変更又は利用登録を抹消しようとする場合、別記様式 1 により情報統括本部長に申請を行うものとする。

(発行申請)

第 6 条 登録事業者は、別記様式 2 により情報統括本部長に事業者 I C カードの発行の申請を行うものとする。

2 情報統括本部長は、前項の申請を受けた場合は、事業者 I C カードの発行の可否を決定し、その結果を当該登録事業者に通知するものとする。

(発行及び受領)

第 7 条 前条第 2 項の規定により事業者 I C カードの発行の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、事業者 I C カードを貸与させる者（以下「貸与者」という。）の氏名及び性別を情報統括本部に通知するものとする。

2 情報統括本部長は、前項の通知を受領し、及び第 10 条に規定する諸料金の納付を確認した後、速みやかに事業者 I C カードを発行するものとする。

3 許可事業者は、本学が指定する日又は期限内に事業者 I C カードを受領するものとする。

(有効期限)

第 8 条 事業者 I C カードの有効期限は、発行日から当該発行日の属する年度の末日までとする。ただし、許可事業者は、別記様式 2 により有効期限の更新の申請をすることができる。

2 情報統括本部長は、前項の申請を受けた場合は、有効期限の更新の可否を決定し、その結果を当該許可事業者に通知するものとする。

(再発行)

第9条 許可事業者は、次に掲げる場合は、別記様式2により情報統括本部長に事業者ICカードの再発行を申請することができる。

- (1) 事業者ICカードを紛失し、又は盗難等により亡失した場合
- (2) 事業者ICカードが汚損、破損等により利用できなくなった場合
- (3) 貸与者の改名により事業者ICカードの記載内容を変更する場合

2 情報統括本部長は、前項の申請を受けた場合は、再発行の可否を決定し、その結果を当該許可事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による事業者ICカードの発行及び受領については、第7条の規定を準用する。

(諸料金)

第10条 許可事業者は、次に定める料金を納付しなければならない。

- | | | |
|----------------|---------------|----------|
| (1) カードデザイン料 | デザイン設計1件につき | 110,000円 |
| (2) 発行手数料 | 事業者ICカード1枚につき | 2,000円 |
| (3) 再発行手数料 | 事業者ICカード1枚につき | 2,000円 |
| (4) カード情報年間維持費 | 事業者ICカード1枚につき | 310円 |
| (5) 有効期限の更新手数料 | 事業者ICカード1枚につき | 500円 |

2 前項の規定にかかわらず、発行後3月以内に初期不良があったことが確認された場合は、無償で交換する。

3 第1項の料金の納付は、原則として本学が指定する口座への振込みにより行わなければならない。

4 既納の料金は、原則として返還しない。

(利用目的)

第11条 事業者ICカードの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入構
- (2) 入館及び入室
- (3) 生協等における電子決済

2 前項各号の利用に当たっては、本学が定める規程等を遵守しなければならない。

(亡失時の連絡)

第12条 許可事業者は、貸与者が紛失、盗難等により事業者ICカードを亡失した場合は、速やかに情報統括本部長へ連絡しなければならない。

2 前項の連絡において必要な事項は、情報統括本部長が別に定める。

(返還)

第13条 許可事業者は、次に掲げる場合は、遅滞なく事業者ICカードを情報統括本部長に返還しなければならない。

- (1) 事業者ICカードの有効期限が満了した場合
- (2) 第2条に掲げる資格に該当しなくなった場合
- (3) 第5条第3項により利用登録を抹消した場合
- (4) 第9条第1項第2号及び第3号の場合に該当する場合

(禁止事項)

第14条 許可事業者及び貸与者は、善良なる管理者の注意をもって事業者ICカードを管理し、他人に貸与又は譲渡してはならない。

2 許可事業者及び貸与者は、この規程を遵守し、悪用、改変、改ざん、解析等を行ってはならない。

(損害賠償)

第15条 許可事業者は、前条の規定に違反した場合は、当該違反行為により生じる本学への一切の損害を賠償するものとする。

(制限又は停止)

第16条 情報統括本部長は、許可事業者及び貸与者が第14条の規定に違反した場合は、当該許可事業者及び貸与者の事業者ICカードの利用を停止し、又は事業者ICカードの更新及び再発行を許可しないことができる。

(事務)

第17条 事業者ICカードの発行に関する事務は、情報システム部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、事業者ICカードの発行に関し必要な事項は、情報統括本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月3日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第76号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第114号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第17号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第47号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第44号)

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

九州大学事業者 I C カード利用登録申請書

年 月 日

国立大学法人九州大学
情報統括本部長 殿

申請者 事業所名
住 所
代表者名

下記のとおり事業者 I C カードの利用登録を申請します。
利用登録に際しては、九州大学事業者 I C カードの発行に関する規程を遵守します。

記

登録区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 抹消	
本学の構内で 行う業務内容		
利用目的	<input type="checkbox"/> 入構 <input type="checkbox"/> 入館及び入室 <input type="checkbox"/> 生協等における電子決済	
連絡担当者	所 属	
	氏 名	
	連絡先	電話 : ー 内線 ()
		E-mail :
備 考		

注 利用目的に掲げるサービスは、別途、本学が定める手続が必要となります。

(以下、情報統括本部記入欄)

	登録番号	
上記申請を許可します。 国立大学法人九州大学情報統括本部長		年 月 日
連 絡 事 項		

九州大学事業者 I Cカード発行等申請書

年 月 日

国立大学法人九州大学
情報統括本部長 殿

申請者 事業所名
住 所
代表者名

下記のとおり事業者 I Cカードの発行を申請します。
事業者 I Cカードの発行に際しては、九州大学事業者 I Cカードの発行に関する規程を遵守します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 有効期限の更新 <input type="checkbox"/> ICカード再発行 <input type="checkbox"/> 返還			
申請期間(*)	年 月 日	～	年 月 日	
貸与者数	名	カードデザイン	<input type="checkbox"/> (件)	
備 考				

※ 申請期間は、当該年度を越えないようにしてください。年度を越える場合は、年度ごとに更新の申請が必要となります。

(以下、情報統括本部記入欄)

	許可番号	
年 月 日		
<p>上記申請を許可します。以下の料金を規程に基づきお支払いください。</p> <p>国立大学法人九州大学情報統括本部長</p>		
料 金	合計 _____ 円	
	内訳	
	(1) カードデザイン料	110,000 円 × 件 = 円
	(2) 発行手数料	2,000 円 × 枚 = 円
	(3) 再発行手数料	2,000 円 × 枚 = 円
	(4) カード情報年間維持費	310 円 × 枚 = 円
(5) 有効期限の更新手数料	500 円 × 枚 = 円	